

令和 5 年 4 月 27 日

市内医療機関の皆様

横浜市保健所長 修理 淳

「外来対応医療機関」の指定に係る周知について

日頃から、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、神奈川県健康医療局医療危機対策本部室から、「『外来対応医療機関』の指定に係る周知について」の依頼がありました。

「発熱診療等医療機関の指定に関する要綱」（以下「要綱」という。）を全面的に改正し、名称についても「発熱診療等医療機関」から「外来対応医療機関」へと変更することとなりました。

外来対応医療機関の指定申請等について、指定を受けるためには、施設要件及び機能要件を満たしており、かつ神奈川県への申請が必要となっています。

つきましては、詳細について御確認いただき、御対応をお願いいたします。

<添付資料>

- 1 「『外来対応医療機関』の指定に係る周知について（依頼）」
（神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長 医危第 1267 号 令和 5 年 4 月 19 日付け）
- 2 「外来対応医療機関の指定申請等について」
- 3 「外来対応医療機関の新規募集について（依頼）」
（神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 医危第 1267 号 令和 5 年 4 月 19 日付け）
- 4 外来対応医療機関の指定に関する要綱
- 5 発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の改正に係る新旧対照表

<担当>

横浜市医療局健康安全課
健康危機管理担当
TEL 045-671-2463

医 危 第 1267号
令和5年4月19日

保健所設置市感染症主管課長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

「外来対応医療機関」の指定に係る周知について（依頼）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となります。

これに伴い、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症に対応いただく体制に移行する必要がありますが、移行までの間においては、引き続き発熱等の症状のある患者が診療・検査にアクセスすることができるよう、体制を維持・整備していく必要があります。

そこで本県では、上記対応として「発熱診療等医療機関の指定に関する要綱」（以下「要綱」という。）を全面的に改正し、名称についても「発熱診療等医療機関」から「外来対応医療機関」へと変更することとしました。

つきましては、要綱を新旧対照表のとおり改正しましたので、別紙を御活用いただき、ホームページへの掲載等の周知について御協力をお願いします。

なお、本件については、発熱診療等医療機関及び県内保険医療機関あて直接案内を行うとともに、公益社団法人神奈川県医師会及び公益社団法人神奈川県病院協会会長あて別途周知を依頼しておりますことを申し添えます。

○ 様式等掲載先

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

(発熱診療等医療機関について)

問合せ先

感染症対策企画グループ 新、角田

電 話 045-210-4791

外来対応医療機関の指定申請等について

※ 指定申請等の最新情報については、次の県ホームページで随時周知します。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

上記URLを直接打ち込むか、「神奈川県 外来対応医療機関」で検索してください。

1 外来対応医療機関について

○ 外来対応医療機関は、受入患者を限定せず、幅広く発熱患者等への診療・検査を行う医療機関です。

※ 発熱患者等に対し「オンライン診療及びオンライン受診勧奨のみを実施する医療機関」や「在宅医療を専門に行っている医療機関」についても指定対象となります。

※ 受入患者をかかりつけ患者に限定しない体制に令和5年8月31日までの間に移行する医療機関も対象となります。

○ 外来対応医療機関に指定されると、令和5年5月8日以降、必要な感染対策を講じた上で外来診療を実施いただいた場合、院内トリアージ実施料(300点)を算定することができます。

○ 指定を受けるためには、下記の施設要件及び機能要件を満たしており、かつ神奈川県への申請が必要です。

○ 県は、申請のあった医療機関に対し、「外来対応医療機関の指定に関する要綱」に基づき指定し、指定書を交付します。

※ 令和5年5月7日時点で県から指定を受けている「発熱診療等医療機関」については、「外来対応医療機関」の施設要件及び機能要件を満たしている場合、神奈川県への申請は不要です。別途お送りしている「意向確認」への回答をもって「外来対応医療機関」に移行いただくため、県からの改めての「指定」もございません。

2 外来対応医療機関の要件等（要綱第2条・第4条・第5条関係）

○ 外来対応医療機関として指定を受けるためには、要綱第2条の施設要件及び機能要件を満たしていることが必要です。また、厚労省事務連絡により、指定を受けた後は、G-MISにより、日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとされています。

■施設要件の概要（要綱第2条（1））

○ 適切な感染対策が講じられていること。 など

《対面診療で検査を行う場合》

- SARS-CoV-2 の検査について、PCR 検査・抗原定量検査・抗原定性検査のうち、少なくとも1つは実施可能であること。

■機能要件の概要（要綱第2条（2））

- 申請で県に報告した曜日別の診療・検査時間内において、患者から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

- 受入患者をかかりつけの患者に限定しないこと。なお、「受入患者をかかりつけの患者に限定しない」には、受入患者をかかりつけの患者に限定しない体制に令和5年8月31日までの間に移行することも含まれます。

※ 小児科が「**大人の診療を行わない**」のは、患者を限定していることにはなりません。

■県ホームページでの公表（要綱第4条）

- 外来対応医療機関の指定中は、医療機関情報や診療時間情報等を県ホームページで公表させていただきます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/2021hatsunetsu.html>

■G-MISによる報告（要綱第5条）

- 外来対応医療機関は、G-MISに日々の受診者数、検査数等の入力を翌日の13時までに行うことが必要です。ただし、G-MISのID振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができます。

3 指定申請手続

- 外来対応医療機関の指定を新たに希望する県内の保険医療機関は、県 Web フォームによる申請が必要です。

【提出期限】 **令和5年4月30日（日）**

（以降も申請は受け付けますが、指定までには一定のお時間を頂きます。）

県内保険医療機関 管理者 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
感染症対策企画担当課長
(公印省略)

外来対応医療機関の新規募集について（依頼）

日頃から、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日より、感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更となります。

これに伴い、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症に対応いただく体制に移行する必要がありますが、移行までの間においては、引き続き発熱等の症状のある患者が診療・検査にアクセスすることができるよう、体制を整備していく必要があります。

そこで本県では、上記対応として「外来対応医療機関の指定に関する要綱」を制定し、令和 5 年 5 月 8 日以降に発熱患者等に対する診療・検査の御協力いただける医療機関を「外来対応医療機関」として指定することとしました。

つきましては、外来対応医療機関として発熱患者等に対する診療・検査を行っていただける医療機関を募集いたしますので、申請フォームにて令和 5 年 4 月 30 日（日）までに申請くださるようお願いいたします。

また、今回指定申請を希望されない医療機関におかれましても、今後新型コロナウイルス感染症の診療に関する医療機関向けの案内等を県から個別に発信させていただきたいと考えておりますので、申請フォームから「指定を希望しない」旨を回答いただき、医療機関情報等を入力くださるよう、何卒御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 外来対応医療機関の概要等

(1) 対象医療機関

県内の保険医療機関

(2) 指定要件

別紙の通り

(3) 指定申請

下記記載の URL より外来対応医療機関申請フォームにて、令和 5 年 4 月 30 日までに申請をお願いいたします。

【URL】

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/478e88f69746cd92773f660477420752cfd752c7851c3eeeca9fdb71410df91d>



2 その他

- (1) 「外来対応医療機関」として指定されると、令和5年5月8日以降、必要な感染対策を講じた上で外来診療を実施いただいた場合、院内トリアージ実施料（300点）を算定することが可能です。
- (2) 詳細は県 HP 等を御参照下さい。

- 県外来対応医療機関紹介ページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/hybrid_20201001.html

- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症への対応について（医療機関向けのリーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001084071.pdf>

- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症への対応について【第2報】（医療機関向けのリーフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001088182.pdf>

- 神奈川県新型コロナウイルス対策ポータル

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/index.html>

問合せ先

次の問合せフォームから、お問合せください。

<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadeea9ec844a29e29d6e>



医療危機対策本部室 感染症対策企画グループ

外来対応医療機関の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発熱等の症状がある患者が地域において適切に診療・検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来対応医療機関の要件)

第2条 外来対応医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 施設要件

ア 対面診療を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施すること。なお、在宅医療のみを実施する場合には、当該規定は適用しない。

イ 医療従事者の十分な感染対策等により適切な感染対策が講じられていること。

ウ 対面診療を実施する場合は、検査について、PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査（SARS-CoV-2）のうち、少なくとも1つは実施可能であること。

(2) 機能要件

ア 第3条第1項に規定する申請で県に報告した曜日別診療・検査時間（第6条により変更届を提出した場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

イ 受入患者をかかりつけの患者に限定しないこと。なお、「受入患者をかかりつけの患者に限定しない」には、受入患者をかかりつけの患者に限定しない体制に令和5年8月31日までの間に移行することも含めることとする。

(指定)

第3条 外来対応医療機関の指定を受けようとする医療機関は、県が別に設ける申請Webフォームにより、必要な事項を入力し申請を行う。

2 知事は、前項に規定する申請に基づき、前条に定める外来対応医療機関の要件を満たす場合は、当該医療機関を外来対応医療機関に指定する。

(情報の共有等)

第4条 県は、指定を受けた外来対応医療機関の保険医療機関番号、名称、所在地、連絡先、診療時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を県内

医療関係団体及び県内各保健所に共有することができるものとする。

2 県は本条第1項に規定する情報をホームページに公表するものとする。

(報告事項)

第5条 指定を受けた外来対応医療機関は、指定されている期間中は、G-MIS に日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとする。ただし、G-MIS の ID 振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

(申請事項の変更)

第6条 指定を受けた外来医療機関は、第3条第1項において申請した事項を変更しようとするときは、県が別に設ける変更 Web フォームにより、事項の変更を行う。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(調査等)

第7条 県は、外来対応医療機関の指定に関し、必要に応じて医療機関に対し調査、報告その他の措置を求めることができる。

(指定の解除)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) 幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の診療に対応する医療提供体制が確保されたとき
- (2) 指定を受けた外来対応医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき
- (3) 指定を受けた外来対応医療機関が指定の解除の意思表示をしたとき
- (4) 指定を受けた外来対応医療機関が、第7条に定める調査、報告その他の措置の求めに正当な理由がなく応じなかったとき又は虚偽の報告をしたとき
- (5) その他、指定を解除することが適当であると認めたとき

2 前項第3号の意思表示は、様式第1号の提出により行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外来対応医療機関の指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。なお、改正後の第3条第2項に基づく指定の効力は令和5年5月8日以降に発生するものとする。

(経過措置)

- 2 改正後の外来対応医療機関の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあったものに適用し、同日前に申請のあったものについては、令和5年5月7日までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の指定を受けている医療機関で第2条で規定する要件に該当することが確認できた場合は、改正後の外来対応医療機関の指定に関する要綱第3条第2項に基づく指定を受けた外来対応医療機関としてみなすこととする。
- 4 この要綱施行の日以後令和5年5月7日までに第3条第1項に基づく申請があり、改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱による指定を希望する者は、令和5年5月7日までは改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の指定を受けることができる。

(名称変更)

- 5 改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱は、この要綱の施行期日以降、外来対応医療機関の指定に関する要綱に名称変更する。

発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の改正に係る新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>外来対応医療機関の指定に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この要綱は、発熱等の症状がある患者が地域において適切に診療・検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(外来対応医療機関の要件)</u></p> <p><u>第2条 外来対応医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。</u></p> <p>(1) 施設要件</p> <p>ア <u>対面診療を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施すること。なお、在宅医療のみを実施する場合については、当該規定は適用しない。</u></p> <p>イ <u>医療従事者の十分な感染対策等により適切な感染対策が講じられていること。</u></p> <p>ウ <u>対面診療を実施する場合は、検査について、PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査（SARS-CoV-2）のうち、少なくとも1つは実施可能であること。</u></p> | <p>発熱診療等医療機関の指定に関する要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（以下「発熱診療等医療機関」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(発熱診療等医療機関の要件)</p> <p>第2条 発熱診療等医療機関は、次のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 施設要件</p> <p>ア 対面診療を実施する場合は、発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられているなど、「神奈川県新型コロナウイルス感染対策指針 医療・福祉編」を活用した対策が講じられていること。なお、在宅医療のみを実施する場合については、当該規定は適用しない。</p> <p>イ 医療従事者の十分な感染対策等により適切な感染対策が講じられていること。</p> <p>ウ 検査を行う場合は、必要な検査体制が確保されていること。検査又は検体採取を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、設置主体との連携体制が取られていること。</p> <p>エ 検査を行う場合は、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査の実施について」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号）に基づき、神奈川県又は保健所設置市と行政検査の委託契約を締結していること。</p> <p>オ 自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話等で相談した上</p> |

(2) 機能要件

ア 第3条第1項に規定する申請で県に報告した曜日別診療・検査時間（第6条により変更届を提出した場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、新型コロナウイルス感染症患者又は新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

イ 受入患者をかかりつけの患者に限定しないこと。なお、「受入患者をかかりつけの患者に限定しない」には、受入患者をかかりつけの患者に限定しない体制に令和5年8月31日までの間に移行することも含めることとする。

(指定)

第3条 外来対応医療機関の指定を受けようとする医療機関は、県が別に設ける申請Webフォームにより、必要な事項を入力し申請を行う。

2 知事は、前項に規定する申請に基づき、前条に定める外来対応医療機関の要件を満たす場合は、当該医療機関を外来対応医療機関に指定する。

(情報の共有等)

第4条 県は、指定を受けた外来対応医療機関の保険医療機関番号、名称、所在地、連絡先、診療時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を県内医療関係団体及び県内各保健所に共有することができるものとする。

2 県は本条第1項に規定する情報をホームページに公表するものとする。

で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

(2) 機能要件

ア 第3条第1項に規定する申請で県に報告した曜日別診療・検査時間（第6条により変更届を提出した場合は、変更後の曜日別診療・検査時間。以下同じ。）内において、新型コロナウイルス感染症コールセンター等から案内された患者から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

ただし、自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示等により、あらかじめ自院での受入対象患者や対応時間を示すとともに、曜日別診療・検査時間内において、患者等から相談があった場合は、原則として、速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

イ 発熱診療等医療機関は、自院を受診した発生届出対象患者が新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であった場合は、速やかに管轄の保健所に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を用いることを基本として発生届等の提出を行い、保健所の調査に協力すること。

(指定)

第3条 発熱診療等医療機関の指定を受けようとする医療機関は、様式第1号に定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請に基づき、当該医療機関を発熱診療等医療機関に指定する。

(指定医療機関の情報の共有等)

第4条 県は、指定を受けた発熱診療等医療機関（以下「指定医療機関」という。）の保険医療機関番号、名称、所在地、連絡先、診療検査対応時間その他患者が診療又は検査を受けるに当たって必要な情報を新型コロナウイルス感染症コールセンター、県内医療関係団体及び県内各保健所に共有することができるものとする。

2 県は、第3条第1項に規定する申請で県ホームページ等における公表を可とした指定医療機関に限り、本条第1項に規定する情報のうち、指定医療

(報告事項)

第5条 指定を受けた外来対応医療機関は、指定されている期間中は、G-MISに日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとする。ただし、G-MISのID振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

(申請事項の変更)

第6条 指定を受けた外来医療機関は、第3条第1項において申請した事項を変更しようとするときは、県が別に設ける変更Webフォームにより、事項の変更手続を行う。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(調査等)

第7条 県は、外来対応医療機関の指定に関し、必要に応じて医療機関に対し調査、報告その他の措置を求めることができる。

(指定の解除)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第

機関から公表の同意を得ている事項を県のホームページに公表するものとする。

(報告事項)

第5条 指定医療機関は、指定されている期間中は、GMISに日々の受診者数、検査数等の入力を行うものとする。ただし、GMISのID振り出しを国に要請している期間等において入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うことができる。

2 前条の規定に関わらず、郡市医師会等の関係団体等が実施可能な場合は、複数の指定医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力によることができる。

3 指定医療機関は、指定されている期間中は、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行うものとする。

(申請事項の変更)

第6条 指定医療機関は、申請書に記載した事項を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、あらかじめ、様式第2号に定める届出書により、県に届け出なければならない。

2 前項の規定により変更した事項をさらに変更しようとする場合も、同様とする。

(指定の解除)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項の指定を解除することができる。

- (1) インフルエンザ流行期を過ぎたとき。
- (2) 指定医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 指定医療機関が指定の解除の意思表示をしたとき。

2 前項第3号の意思表示は、様式第3号の提出により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、発熱診療等医療機関の指定に関し必

2項の指定を解除することができる。

(1) 幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の診療に対応する医療提供体制が確保されたとき

(2) 指定を受けた外来対応医療機関が指定の要件を満たさなくなったとき

(3) 指定を受けた外来対応医療機関が指定の解除の意思表示をしたとき

(4) 指定を受けた外来対応医療機関が、第7条に定める調査、報告その他の措置の求めに正当な理由がなく応じなかったとき又は虚偽の報告をしたとき

(5) その他、指定を解除することが適当であると認めたとき

2 前項第3号の意思表示は、様式第1号の提出により行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、外来対応医療機関の指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。なお、改正後の第3条第2項に基づく指定の効力は令和5年5月8日以降に発生するものとする。

(経過措置)

2 改正後の外来対応医療機関の指定に関する要綱の規定は、この要綱の

要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

施行の日以後に申請のあったものに適用し、同日前に申請のあったものについては、令和5年5月7日までの間に限り、なお従前の例による。

3 改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の指定を受けている医療機関で第2条で規定する要件に該当することが確認できた場合は、改正後の外来対応医療機関の指定に関する要綱第3条第2項に基づく指定を受けた外来対応医療機関としてみなすこととする。

4 この要綱施行の日以後令和5年5月7日までに第3条第1項に基づく申請があり、改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱による指定を希望する者は、令和5年5月7日までは改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱の指定を受けることができる。

(名称変更)

5 改正前の発熱診療等医療機関の指定に関する要綱は、この要綱の施行期日以降、外来対応医療機関の指定に関する要綱に名称変更する。

(様式第1号)
(表)

(様式第1号)

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

〇〇〇〇 (医療機関所在地)
〇〇〇〇 (医療機関名)
〇〇〇〇 (代表者職名・氏名)

外来対応医療機関指定解除申出書

当院では、令和〇年〇月〇日付け医危第〇〇〇号により、外来対応医療機関の指定を受けましたが、指定の解除を受けたいので申し上げます。

- 1 指定を受けた医療機関名
- 2 指定日 (指定書に記載された日付)
- 3 解除の理由

(様式第1号)
(表)

【様式第1号】

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地) 〒

医療機関名)

代表者職名・氏名)

発熱診察専任医療機関指定申請書

当院では、発熱診察専任医療機関の指定に関する医療 (以下「指定医療」という。) 解禁後に規定する解除要件を満たしており、指定要件についても次のとおり満たしていることから、発熱診察専任医療機関の指定を受けたいので申請します。なお、申請に当たっては、指定要件の各規定を厳密に実施することを誓約します。

- 外国診療を実施する場合の院内の感染対策 (指定医療を除く)
- 医療従事者への感染対策
- 検査体制の確保
- 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する場合、専任は発熱所設置者との行方検査の委託契約自院のかかりつけ患者等のみを受け入れる場合は、院内感染等による通知

1 医療機関情報

【発熱医療機関番号】

※14から始まる10桁の番号

【発熱院】

【担当窓口電話番号】

※発熱窓口専用電話番号

【診療窓口電話番号】

【担当者氏名】

【指定書送付先】

〒

【メールアドレス】

※発熱窓口専用電話番号でメールを送信してください。国境外からの送付の場合はアクセスを記載してください。

【対象患者】 成人 小児 成人・小児

【対象患者】 【すべての該当する番号の 内に口を付してください】

- ① コロナ相談センター等からの紹介を受けた患者
- ② 抗原検査キットを使用し陽性だった者 (自院に相談のあった患者)
- ③ 自院のかかりつけ患者または自院に相談のあった患者
- ④ 発熱相談者
- ⑤ 小児 (コロナ相談センターからの紹介を含む) ※対象年齢 歳 ～ 歳
- ⑥ 妊婦 (コロナ相談センターからの紹介を含む)
- ⑦ 外国籍によるコミュニケーションを必要とするもの
 - (英語
 - 知語可 (中国語
 - 形言語 (韓国語
 - (スペイン語・ポルトガル語
 - (その他 ()

2 実施内容

【1】実施内容 【該当する番号の 内に口を付してください】

- ① 発熱患者の診療
- ② 発熱患者の診療及び検査 【1】及び【2】も記すこと

【裏面に続く】

(裏)
削除

(裏)

【2】検査内容 【すべての該当する番号の【 】内に○を付してください】 ※※※※※※※※※※※※※※

- ①【 】 PCR検査 [LAMP等・スマートアンプ等を含む] [COVID-19]
- ②【 】 抗原定量検査 [COVID-19]
- ③【 】 抗原定性検査 [COVID-19]
- ④【 】 抗原定性検査 [インフルエンザ]
- ⑤【 】 マイコプラズマ
- ⑥【 】 RSVウイルス
- ⑦【 】 アデノウイルス
- ⑧【 】 溶連菌

【3】検体採取可能件数/日 【検体採取可能な検体件数を記載してください】
【 】 検体/日

3 発熱患者等に検出できる診療・検査対応時間

| 曜日 | 午前 | 午後 | 合計件数 |
|-------|-----|-----|------|
| ()月 | () | () | () |
| ()火 | () | () | () |
| ()水 | () | () | () |
| ()木 | () | () | () |
| ()金 | () | () | () |
| ()土 | () | () | () |
| ()日 | () | () | () |
| ()祝日 | () | () | () |

| オンライン診療対応可否 () | | | 夜間対応可否 () | | |
|-----------------|----|----|------------|----|----|
| 曜日 | 午前 | 午後 | 曜日 | 午前 | 午後 |
| 月 | | | 月 | | |
| 火 | | | 火 | | |
| 水 | | | 水 | | |
| 木 | | | 木 | | |
| 金 | | | 金 | | |
| 土 | | | 土 | | |
| 日 | | | 日 | | |
| 祝日 | | | 祝日 | | |

※届出内容は、届定を受けた後も届出届けることで変更が可能です。

4 県ホームページでの公表の可否 【 】内に○を付してください

- 【 】 可能 【 】 不可

※「可能」と判断いただいた医療機関のみ上記情報を県ホームページに掲載させていただきます。その際は、匿名加工を施すと県内トリアージ施設等とは別に、二重感染症患者入院診療費が算定可能となります【令和6年2月20日までの措置】。県ホームページには、県専用ダイヤル及び情報提供センターが設置するコールセンターの電話番号を掲載しています。

※4で可能を選択した場合、「医療機関名」、「所在地(市町村まで)」、「発熱数」、「対象患者」及び「実施内容」は公表されます。重なり以外、公表を可能とする項目に○を付してください。

- ①【 】 診療窓口電話番号
- ②【 】 発熱患者等に対する診療・検査対応時間、及び診療方針
- ③【 】 対応可能な言語
- ④【 】 オンライン診療
 - () オンライン診療対応可否
 - () 電話 () ビデオ通話 () CLINIC () QMSR
 - () ポケットドクター () LINEドクター () その他 ()
 - 【オンライン診療予約受付時間】
 - 例【CLINIC【モデル】利用】 <https://clinics-axx.com/clinic/00>
- ⑤【 】 在宅診療 (夜診、訪問診療) 対応可否
- ⑥【 】 医療機関ホームページ 【公表するホームページアドレス】

※httpより記入をお願いします。
※httpより記入をお願いします。

ホームページへの更新は随時行います。申請書の提出後、発熱診療等医療機関の増減及びホームページへの掲載には日数を要しますので予めご了承ください。

(様式第2号)
削除

(様式第2号)

(様式第2号)

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

〇〇〇〇 (医療機関所在地)
〇〇〇〇 (医療機関名)
〇〇〇〇 (代表者職名・氏名)

申請事項変更届出書

当院では、令和〇年〇月〇日付け医危第〇〇〇号により、発熱診療等医療機関の指定を受けましたが、次の事項について申請事項を変更したいので、届け出ます。

- 1 変更内容
(変更後)
【具体的に記載】
(変更前)
【具体的に記載】
- 2 変更開始日

(問合せ先)
(担当部署) 〇〇〇 (担当者名) 〇〇〇
電話 〇〇〇
電子メールアドレス 〇〇〇

(様式第3号)
削除

(様式第3号)

(様式第3号)

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

〇〇〇 (医療機関所在地)
〇〇〇 (医療機関名)
〇〇〇 (代表者職名・氏名)

発熱診療等医療機関指定解除申出書

当院では、令和〇年〇月〇日付け医危第〇〇〇号により、発熱診療等医療機関の指定を受けましたが、指定の解除を受けたいので申し上げます。

- 1 指定を受けた医療機関名
- 2 指定日 (指定書に記載された日付)
- 3 解除の理由

[]

(問合せ先)
(担当部署) 〇〇〇 (担当者名) 〇〇〇
電話 〇〇〇
電子メールアドレス 〇〇〇